

島根県子どものセーフティネット推進施策

ガイドブック

平成30年度版

島根県・島根県教育委員会

平成30年3月

島根県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十四号）第九条に基づく計画として、平成27年3月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定しました。

この計画の中では子どもの貧困対策の基本方針を示しており、その基本方針に基づき事業計画を定め、様々な事業を実施しています。

本ガイドブックは、これらの事業のうち学校等で活用していただけたような施策などを抜き出し、その事業概要や事業の問い合わせ先などを掲載していますので、学校等におけるセーフティネットの推進に向けてご活用ください。

○ 留意点

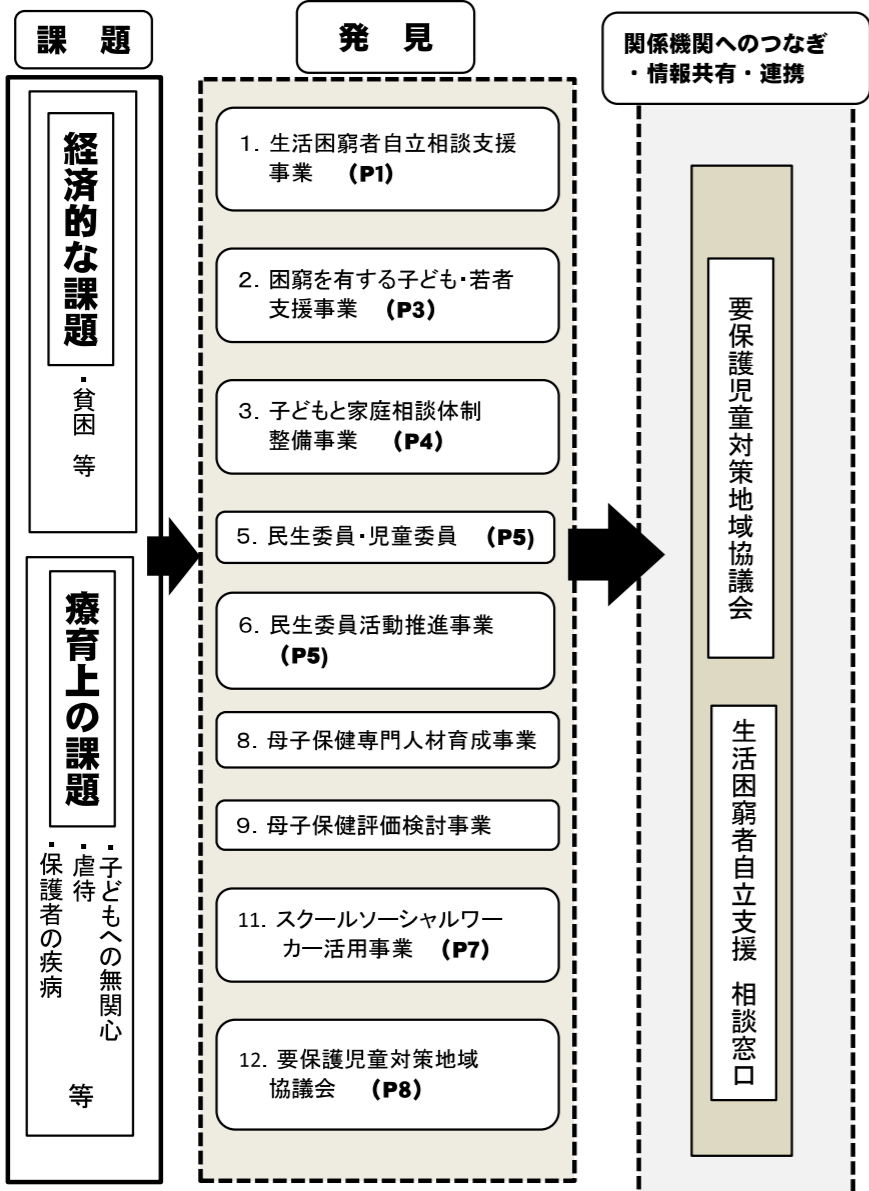
- ① 掲載内容は、予告なく変更されている場合がありますので、活用にあたっては「問い合わせ先」にご確認ください。
- ② 施策インデックスの施策欄には、島根県子どものセーフティネット推進計画で定めている全ての事業を記載しています。事業概要が掲載されていない事業について確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

■ このガイドブックに関する問い合わせ先 ■

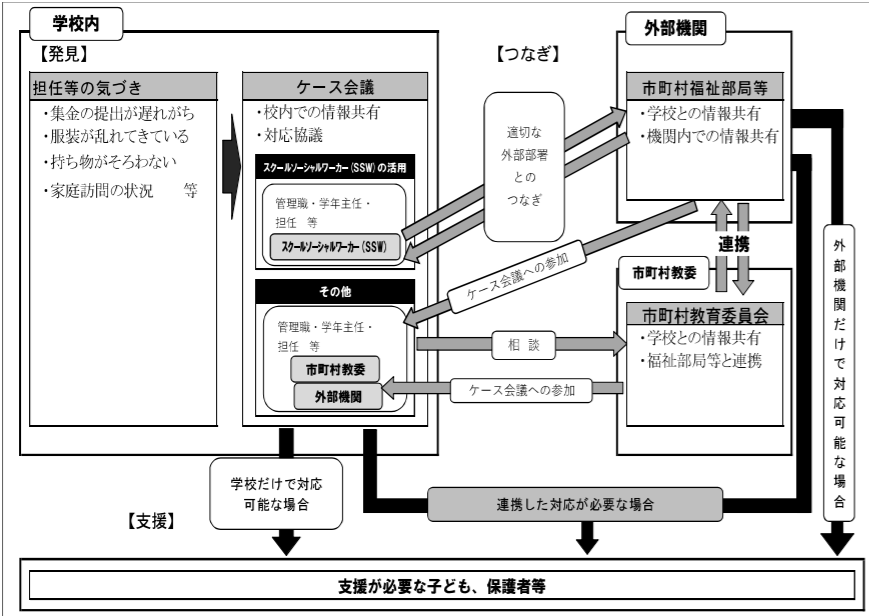
島根県教育庁 総務課 政策企画スタッフ TEL 0852-22-6250 FAX 0852-22-5400
〒 690-8502 松江市殿町1

※ 個々の事業については、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

島根県子どものセーフティネット推進計画に基づく支援



■ 学校での対応イメージ



■ 安心の確保

■ 社会的養護等の適切な利用と体制の整備

- 15. 子どもと家庭特定支援 (児相一時保護)
- 16. 施設入所児童支援 (措置費)
- 17. 里親委託児童支援
- 18. 子育て短期支援 (ショートステイ、トワイライト)
- 19. 子どもと家庭相談体制整備 (児相職員研修)

■ 地域の力を生かした居場所づくり

- 26. 生活困窮世帯の子どもの学習支援 (P1)
- 27. しまねすくすく子育て支援
- 5. 民生委員、児童委員 (P5)
- 28. 結集!しまねの子育て協働プロジェクト (放課後支援、地域未来塾) (P10)

■ 子どもに対する支援 (学びの支援) (進学・就労等の支援)

■ 就学に伴う経済的負担の軽減

- 31. 就学援助 (P12)
- 32. 高等学校等就学支援金 (P14)
- 33. 私立高等学校等授業料減免 (P15)
- 34. 高等学校等就学のための給付金 (P16)
- 35. 島根県高等学校等奨学事業 (P17)
- 36. 特別支援教育就学奨励費 (P19)
- 37. 私立中学校修学支援実証 (P21)

■ 地域等における学習支援

- 26. 生活困窮世帯の子どもの学習支援 (P1)
- 39. 結集!しまねの子育て協働プロジェクト (学校支援地、放課後支援、地域人材を活用した教育支援) (P22)

■ 進学・就労等の支援 (進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援)

- 44. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (P27)
- 46. 生活福祉資金貸付 (P28)
- 47. 介護福祉士等修学資金貸付 (P33)
- 48. 保育士修学資金貸付 (P34)

■ 進学・就労等の支援 (中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援)

- 54. 連絡調整員配置 (P38)

■ 保護者に対する支援

■ 経済的困窮に対する支援

- 44. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (P27)
- 55. 生活保護 (P39)
- 56. 児童扶養手当
- 57. 生活福祉資金貸付
- 58. 第3子以降保育料軽減
- 59. 福祉医療費助成 (P40)
- 60. 乳幼児医療費助成
- 61. 要保護・準要保護児童生徒の医療費助成 (P42)

■ 生活の支援 (子育てに関する悩み相談)

- 8. 母子保健専門人材育成
- 9. 母子保健評価検討
- 66. 利用者支援
- 67. 地域子育て支援拠点
- 68. 乳児家庭全戸訪問
- 69. 養育支援訪問

■ 就労支援

- 1. 生活困窮者自立相談支援 (就労支援) (P1)
- 64. ひとり親家庭等日常生活支援
- 73. 就労準備支援 (P1)
- 74. 被保護者就労支援 (生活保護)
- 75. 母子家庭自立支援給付金 及び 父子家庭自立支援給付金
- 76. マザーズハローワーク
- 77. 生活保護受給者等就労自立促進
- 78. 母子・父子自立支援プログラム策定
- 79. 特定求職者雇用開発助成金

■ 保育等の確保

- 20. 保育所等緊急整備
- 21. 一時預かり事業
- 22. 病児保育
- 23. 放課後児童クラブ施設整備
- 24. 新卒保育士確保支援
- 25. 保育士・保育所支援センター

■ 食育活動の推進

- 29. 食育推進基盤整備

■ 子どもの心理的ケア

- 19. 子どもと家庭相談体制整備 (児相職員研修)
- 30. スクールカウンセラー等活用 (P11)

■ 学校教育による学力保障

- 38. 少人数学級編成、放課後補習 等

■ 学校における就学継続のための支援

- 30. スクールカウンセラー等活用 (P11)
- 40. 公立高校等学び直し支援金 (P24)
- 41. 私立高校等学び直し就学支援金 (P25)
- 42. 高校等の就学継続のための支援 (教育・進路相談)
- 43. 専門学校生への経済的支援 (P26)

■ 進学・就労等の支援 (ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

- 16. 施設入所児童支援 (措置費)
- 49. 母子家庭等就業・自立支援
- 50. 施設入所児童支援 (自立支援等)

■ 進学・就労等の支援 (若年者向けの就労支援)

- 51. 若年者雇用対策 (ジョブカフェ) (P35)
- 52. 地域若者サポートステーション (P36)
- 53. 若年未就業者就職促進 (P37)

■ 生活の支援 (生活困窮者自立支援法による支援)

- 1. 生活困窮者自立相談支援 (P1)
- 62. 家計相談支援 (P1)

■ 生活の支援 (ひとり親家庭への生活支援)

- 63. 母子家庭等就業・自立支援 (P44)
- 64. ひとり親家庭等日常生活支援

■ 生活の支援 (保護者や大人の学習機会の充実)

- 70. 結集!しまねの子育て協働プロジェクト (人材育成・家庭教育支援) (P45)
- 71. ひとり親家庭等生活向上

■ 生活の支援 (母子生活支援施設)

- 72. 母子生活支援施設

■ 就労支援 (保育等の確保【再掲】)

- 20. 保育所等緊急整備
- 21. 一時預かり事業
- 22. 病児保育
- 23. 放課後児童クラブ施設整備
- 24. 新卒保育士確保支援
- 25. 保育士・保育所支援センター

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

<div style="text-align: center;"> 目的 (施策体系) 施策 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 事業実施主体 □…国 ●…県 ○…市町村 ◇…その他 </div>	大項目 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備			2 子どもの安心と成長の環境づくり												3 保護者等に対する支援																	
	中項目	(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見		(2) 問題の共有と役割分担の決定		(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化	(1) 安心の確保				(2) 学びの支援				(3) 進学・就労等の支援				(1) 経済的困窮に対する支援			(2) 生活の支援				(3) 就労の支援							
	小項目	ア 行政の各分野における発見		イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関	ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援			イ 保育等の確保
	ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																									(ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用
28	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (放課後支援、地域未来塾)	10						○																									
29	食育推進基盤整備事業								●																								
30	スクールカウンセラー等活用事業	11								●			●																				
31	就学援助	12																															
32	高等学校等就学支援金	14																															
33	私立高等学校等授業料減免事業	15																															
34	高等学校等奨学のための給付金	16																															
35	島根県高等学校等奨学事業	17																															
36	特別支援教育就学奨励費	19																															
37	私立中学校修学支援実証事業	21																															
38	学校教育による学力保障																																
39	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (学校支援、放課後支援、地域人材を活用した教育支援)	22																															
40	公立高等学校学び直し支援金	24																															

鳥根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

<p>目的 (施策体系)</p> <p>施策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 事業実施主体 □…国 ●…県 ○…市町村 ◇…その他 </div>	大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備	2 子どもの安心と成長の環境づくり												3 保護者等に対する支援																		
	中項目	(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見	(2) 問題の共有と役割分担の決定		(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化	(1) 安心の確保				(2) 学びの支援				(3) 進学・就労等の支援				(1) 経済的困窮に対する支援			(2) 生活の支援					(3) 就労の支援							
	小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見		ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア 福祉部門における就労支援					イ	
	ページ	(ア)	(イ)	(ウ)																							(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)		
66	利用者支援事業																																
67	地域子育て支援拠点事業																																
68	乳児家庭全戸訪問事業																																
69	養育支援訪問事業																																
70	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (人材育成研修・家庭教育支援)	45																															
71	ひとり親家庭等生活向上事業 (母子家庭等対策総合支援事業)																																
72	母子生活支援施設																																
73	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援法)	1																															
74	被保険者就労支援事業																																
75	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業																																
76	マザーズハローワーク事業																																
77	生活保護受給者等就労自立促進事業																																
78	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 (母子家庭等対策総合支援事業)																																
79	特定求職者雇用開発助成金 (雇用安定事業)																																

No.	事業名
1	生活困窮者自立相談支援事業 (施策No.1 . 10 . 13 . 26 . 62 . 73)
<p>■ 事業概要</p> <p>就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、就労の支援その他自立に関する問題について、包括的・一元的に対応する窓口を設置し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 自立相談支援事業（全市町村必須事業） 相談に包括的に対応し、自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークを作る。</p> <p>2 住居確保給付金（全市町村必須事業） 離職者等であって、所得等が一定の水準以下の者に対し、有期で家賃相当額を給付する。</p> <p>3 就労準備支援事業（任意事業）松江、浜田、出雲、大田、安来、奥出雲 一般就労への移行困難者に対し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を実施する。</p> <p>4 一時生活支援事業（任意事業）松江 住居のない者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3 か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する。</p> <p>5 家計相談支援事業（任意事業）松江、浜田、益田、大田、安来、江津、雲南、奥出雲、美郷 失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、公的制度の利用支援、家計表の作成等家計に関するきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付けの斡旋等を行う。</p> <p>6 子どもの学習支援事業（任意事業）松江、安来、奥出雲 生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもに対して学習援助を行う。</p>	
<p>■ 実施主体 各市町村</p>	
<p>■ 事業対象者 仕事や生活に困っている方（本人、家族、まわりの関係者等）</p>	

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市くらし相談支援センター（松江市社会福祉協議会）	0852-60-7575
浜田市	あんしん生活相談窓口（浜田市社会福祉協議会）	0855-25-1755
出雲市	生活支援・相談センター（出雲市社会福祉協議会）	0853-23-3790
益田市	益田市あんしん生活支援センター（益田市社会福祉協議会）	0856-22-7256
大田市	生活サポートセンターおおだ（大田市社会福祉協議会）	0854-82-0820
安来市	生活支援・相談センター（安来市社会福祉協議会）	0854-27-7888
江津市	生活支援相談センター（江津市社会福祉協議会）	0855-52-2474（代）
雲南市	生活支援・相談センター（雲南市社会福祉協議会）	0854-45-3933
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町社会福祉協議会	0855-72-0104
美郷町	くらしの相談所みさと（美郷町社会福祉協議会）	0855-75-1300
邑南町	邑南町社会福祉協議会	0855-84-0332
津和野町	津和野町社会福祉協議会	0856-74-1617
吉賀町	吉賀町社会福祉協議会	0856-77-0136
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島あんしんセンター（隠岐の島町社会福祉協議会）	08512-3-1303

■ 島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課 生活保護・生活困窮者支援スタッフ TEL 0852-22-6878

No.	事業名																																											
2	困難を有する子ども・若者支援事業																																											
<p>■ 事業概要</p> <p>様々な困難を抱える子ども・若者の総合相談や支援、関係機関・団体との連携を強化するため、子ども・若者総合相談窓口(※)を設置している市町における子ども・若者に対する支援体制の整備及び支援活動の推進を図ることを目的とする事業。</p> <p>子ども・若者総合相談窓口のない市町村の子ども若者が近隣の窓口にご相談ができるようネットワークを強化中。</p> <p>(※)「子ども・若者総合相談窓口」とは、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 13 条に規定する子ども・若者総合相談センターであって、不登校、ひきこもり、ニート、非行問題等、幅広い分野にまたがる子ども・若者の相談の一次的な受け皿となり、自ら対応できない相談については地域内の適切な機関につなぐ機能を有する窓口をいう。</p>																																												
<p>■ 実施主体</p> <p>各市町村</p>																																												
<p>■ 事業対象者</p> <p>社会生活を円滑に営む上での困難を有する 0 歳～ 30 歳代の子ども・若者、その家族、まわりの関係者等</p>																																												
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>【県内の子ども・若者総合相談センター】 (H 30. 3 月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="188 1276 1391 1751"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当部署名</th> <th>相談センター名称</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江市</td> <td>教育委員会生涯学習課</td> <td>青少年支援センター</td> <td>0800-200-2700</td> </tr> <tr> <td>浜田市</td> <td>教育委員会</td> <td>青少年サポートセンター</td> <td>0120-783-419</td> </tr> <tr> <td>出雲市</td> <td>市民活動支援課</td> <td>子ども・若者支援センター</td> <td>0120-84-7867</td> </tr> <tr> <td>益田市</td> <td>教育委員会社会教育課</td> <td>子ども・若者支援センター</td> <td>0800-600-4357</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大田市</td> <td rowspan="2">子育て支援課</td> <td>子ども・若者総合相談窓口</td> <td>0854-83-8147</td> </tr> <tr> <td>ほっとスペースゆきみーる (委託)</td> <td>0854-83-7373</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>福祉課総務係</td> <td>子ども・若者総合相談窓口</td> <td>0854-23-3248</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雲南市</td> <td>教育委員会キャリア教育推進室</td> <td>教育支援センター「おんせんキャンパス」</td> <td>0854-48-0007</td> </tr> <tr> <td>こども政策局子ども家庭支援課</td> <td>子ども家庭支援センター「サワン」</td> <td>0854-40-1067</td> </tr> <tr> <td>飯南町</td> <td>福祉事務所</td> <td>子ども・若者相談窓口</td> <td>0854-72-1770</td> </tr> </tbody> </table>				市町村名	担当部署名	相談センター名称	TEL	松江市	教育委員会生涯学習課	青少年支援センター	0800-200-2700	浜田市	教育委員会	青少年サポートセンター	0120-783-419	出雲市	市民活動支援課	子ども・若者支援センター	0120-84-7867	益田市	教育委員会社会教育課	子ども・若者支援センター	0800-600-4357	大田市	子育て支援課	子ども・若者総合相談窓口	0854-83-8147	ほっとスペースゆきみーる (委託)	0854-83-7373	安来市	福祉課総務係	子ども・若者総合相談窓口	0854-23-3248	雲南市	教育委員会キャリア教育推進室	教育支援センター「おんせんキャンパス」	0854-48-0007	こども政策局子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター「サワン」	0854-40-1067	飯南町	福祉事務所	子ども・若者相談窓口	0854-72-1770
市町村名	担当部署名	相談センター名称	TEL																																									
松江市	教育委員会生涯学習課	青少年支援センター	0800-200-2700																																									
浜田市	教育委員会	青少年サポートセンター	0120-783-419																																									
出雲市	市民活動支援課	子ども・若者支援センター	0120-84-7867																																									
益田市	教育委員会社会教育課	子ども・若者支援センター	0800-600-4357																																									
大田市	子育て支援課	子ども・若者総合相談窓口	0854-83-8147																																									
		ほっとスペースゆきみーる (委託)	0854-83-7373																																									
安来市	福祉課総務係	子ども・若者総合相談窓口	0854-23-3248																																									
雲南市	教育委員会キャリア教育推進室	教育支援センター「おんせんキャンパス」	0854-48-0007																																									
	こども政策局子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター「サワン」	0854-40-1067																																									
飯南町	福祉事務所	子ども・若者相談窓口	0854-72-1770																																									
<p>■ 島根県担当課</p> <p>健康福祉部 青少年家庭課 青少年育成スタッフ TEL 0852-22-6524</p>																																												

No.	事業名
3	子どもと家庭電話相談室
<p>■ 事業概要</p> <p>子どもやその家族が抱えている、学校での困りごとや家庭での子育て、子どもの発達等子どもに関する諸問題について、フリーダイヤルの専用電話を設置し、専門相談員が相談に応じる。</p> <p>○専用電話番号 0 1 2 0 - 2 5 8 - 6 4 1</p> <p>○受 付 時 間 9 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0 (祝日・年末年始を除く)</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>県内全ての子どもとその家族等</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>下記「島根県担当課」に同じ</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>健康福祉部 青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ TEL 0852-22-6393</p>	

No.	事業名
5・6	民生委員・児童委員
<p>■ 制度と活動の概要</p> <p>民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、児童委員法に定める児童委員を兼ねている。</p> <p>民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、必要な世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。</p> <p>また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。</p> <p>なお、民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上知りえた個人の身上に関する秘密は守られる。</p>	
<p>■ 子どもに関する主な活動内容</p> <p>○子どもたちの「身近な理解者（おとな）」であり、「地域の子育て応援団」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等により、「地域の顔見知りのおじさん、おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係づくりを目指している。 ・放課後や長期休暇の「居場所づくり」事業の実施や協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わることで、信頼関係を築き、子どもたちが悩みや課題を抱えた時には相談相手となる。 ・子育て中の保護者に対し「子育てサロン」「子ども広場」等の情報提供を行うことで、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めている。また、委員自身も参加することにより、子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることを目指している。 <p>○子育て、子育てを応援する地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や地域の多様な団体と連携・協力し、子育て支援や見守り、健全育成活動などに積極的に取り組む。 <p>○課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりを進める。 ・学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有をすすめ、適切な役割分担のもとで支援へつなぐ。 ・課題を抱える親子を把握した際には、適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添う活動を行う。 	
<p>■ 実施主体</p> <p>国（厚生労働大臣）</p>	

■ 問い合わせ先

居住地の民生委員・児童委員の名前・連絡先について知りたい場合は、下記の市町村民生児童委員協議会事務局まで問い合わせ。

民生児童委員協議会名	所在地	電話番号
松江市民生児童委員協議会連合会	松江市末次町86 松江市役所 福祉部福祉総務課内	0852-55-5334
浜田市民生児童委員協議会	浜田市野原町859-1 浜田市社会福祉協議会内	0855-22-0094
出雲市民生委員児童委員協議会	出雲市今市町543 出雲市社会福祉協議会内	0853-23-3781
益田市民生児童委員協議会	益田市常盤町1-1 益田市役所 福祉環境部 福祉総務課内	0856-31-0664
大田市民生児童委員協議会	大田市大田町大田1128 大田市社会福祉協議会内	0854-82-0091
安来市民生児童委員協議会	安来市飯島町1240-13 安来市社会福祉協議会内	0854-23-1855
江津市民生児童委員協議会	江津市江津町1518-1 江津市社会福祉協議会内	0855-52-2474
雲南市民生児童委員協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 雲南市社会福祉協議会内	0854-45-9888
奥出雲町民生児童委員協議会	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町福祉事務所内	0854-54-2541
飯南町民生児童委員協議会	飯石郡飯南町頓原2064 飯南町保健福祉センター内	0854-72-1770
川本町民生児童委員協議会	邑智郡川本町大字川本332-16 川本町社会福祉協議会内	0855-72-0104
美郷町民生児童委員協議会	邑智郡美郷町粕淵195-1 美郷町社会福祉協議会内	0855-75-1345
邑南町民生児童委員協議会	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場 福祉課内	0855-95-1115
津和野町民生児童委員協議会	鹿足郡津和野町後田164-6 津和野町福祉事務所内	0856-72-0673
吉賀町民生児童委員協議会	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場 保健福祉課内	0856-77-1165
海士町民生児童委員協議会	隠岐郡海士町大字海士3969-1海士町社会福祉協議会内	08514-2-0010
西ノ島町民生児童委員協議会	隠岐郡西ノ島町美田2485 西ノ島町社会福祉協議会内	08514-6-1470
知夫村民生児童委員協議会	隠岐郡知夫村664 知夫村社会福祉協議会内	08514-8-2270
隠岐の島町民生児童委員協議会	隠岐郡隠岐の島町城代町1 隠岐の島町役場 福祉課内	08512-2-8561

■ 島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉グループ TEL 0852-22-6822

No.	事業名
11	スクールソーシャルワーカー活用事業

■ 事業概要

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題への対応や児童生徒の置かれた環境改善のため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談・支援体制を整備する。

※ 参考 URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikusido/> 島根県教育庁教育指導課
『スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン』（平成29年6月）

【スクールソーシャルワーカーの職務】

- (1) 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動

■ 実施主体

島根県 各市町村

■ 事業対象者

公立学校に在籍している児童生徒及びその保護者

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会学校教育課生徒指導推進室	0852-55-5653
浜田市	浜田市教育委員会学校教育課児童生徒支援室	0855-25-9711
出雲市	出雲市教育委員会学校教育課生徒指導係	0853-21-6204
益田市	益田市教育委員会学校教育課教育改革推進室	0856-31-0445
大田市	大田市教育委員会総務課学校教育室	0854-83-8160
安来市	安来市教育委員会学校教育課	0854-23-3255
江津市	江津市教育委員会学校教育課	0855-52-7495
雲南市	雲南市教育委員会学校学校教育課	0854-40-1072
奥出雲町	奥出雲町教育委員会教育総務課	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会学校教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会教育課学校教育係	0855-72-0594
美郷町	美郷町教育委員会教育課学校教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会学校教育課	0855-83-1126
津和野町	津和野町教育委員会学校教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会学校教育	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会教育総務課	08514-2-1222
西ノ島町	西ノ島町教育委員会教育課	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会総務学校教育課	08512-2-2095

■ 島根県担当課

教育庁 教育指導課 子ども安全支援室 TEL 0852-22-6064 / 6065

No.	事業名
12	要保護児童対策地域協議会

■ 事業概要

- ・虐待を受けている児童等、支援を必要とする児童（要保護児童等）の早期発見、支援を行うための「子どもを守るネットワーク」。
- ・各市町村が設置し、事務局（調整機関）を持つ。
- ・協議会（ネットワーク）は、児童福祉・保健医療・教育・警察司法等の各機関で構成され、構成機関は各市町村が定める。
- ・協議会（ネットワーク）に参画する機関には一律に守秘義務が課せられるため、各機関が持つ子どもや家庭の情報を安心して提供・共有することができる。
- ・要対協の運営は、・代表者会議、・実務者会議、・個別ケース検討会議の3層構造となっている。

【要対協での支援】

- ・支援を要する児童を発見し、要対協での情報共有・支援検討が必要と判断した場合には、市町村の要対協調整機関（事務局）に連絡をして、関係機関を招集して個別ケース検討会議の開催を依頼する。
- ・個別ケース検討会議では、関係各機関が情報を持ち寄り、子どもと家庭等の現状と必要な対応・支援策と役割分担について協議・共有し、各機関が役割分担して支援に当たる。
- ・調整機関が各支援状況と効果等を集約し、実務者会議で進行管理を行う。

■ 実施主体

各市町村

■ 事業対象者

要保護児童（保護者）、要支援児童（保護者）、特定妊婦

■ 問い合わせ先

島根県内市町村要保護児童対策地域協議会担当課 一覧

市町村名	担当課	TEL
松江市	松江市福祉総務課 家庭相談室	0852-55-5954
浜田市	浜田市子育て支援課 子ども家庭相談係	0855-25-9331
出雲市	出雲市子ども政策課 児童家庭係	0853-21-6604
益田市	益田市子育てあんしん相談室	0856-31-1977
大田市	大田市子育て支援課 子育て支援係	0854-82-1600(代)
安来市	安来市子ども未来課 子育て支援係	0854-23-3222
江津市	江津市子育て支援課 子育て支援係	0855-52-7487
雲南市	雲南市子ども家庭支援課／市教委学校教育課	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所 福祉G	0854-54-2541
飯南町	飯南町保健福祉課	0854-72-1770
川本町	川本町健康福祉課 健康増進係	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931

邑南町	邑南町保健課	0855-95-1115
津和野町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課 児童福祉係	08512-2-8577

■ 島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ TEL 0852-22-6393

No.	事業名
28	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (放課後支援、地域未来塾)

■ 事業概要

【放課後支援】

- ・放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて体験・交流・宿題などをする場を提供する。(放課後子ども教室)
- ・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後対策を推進する。
(放課後子ども総合プラン)

【地域未来塾】

- ・学習機会の提供により、貧困の負の連鎖を断ち切るため、中高生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を推進する。

☆ 結集！しまねの子育て協働プロジェクトリーフレット

<http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoku/index.data/H29kesshu.leaflet.pdf>

■ 実施主体

各市町村

■ 事業対象者

【放課後支援】 主に小学生

【地域未来塾】 主に中高生

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0855-25-9720
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	0856-31-0622
大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0854-83-8130
安来市	安来市市民生活部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496
雲南市	雲南市教育委員会 キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課 社会教育グループ	0854-52-2680
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0595
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会 地域共育課	08514-2-1221
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 生涯学習係	08514-8-2302
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課 社会教育係	08512-2-2126

■ 島根県担当課

教育庁 社会教育課 社会教育グループ TEL 0852-22-5428

No.	事業名
30	スクールカウンセラー等活用事業

■ 事業概要

県内の公立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣することによって、児童生徒や保護者への相談支援や教職員への助言など、学校の教育相談体制の充実を図る。

※ 参考 URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikusido/> 島根県教育庁教育指導課
『スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン』（平成29年6月）

【スクールカウンセラーの職務】

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (3) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (4) 教員のカウンセリング能力向上のための校内研修
- (5) 児童生徒の困難・ストレスの対処方法等に資する教育プログラムの実施
- (6) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

■ 実施主体

島根県

■ 事業対象者

公立学校に在籍している児童生徒及びその保護者

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 学校教育課 生徒指導推進室	0852-55-5653
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援室	0855-25-9711
出雲市	出雲市教育委員会 児童生徒支援課 生徒指導係	0853-21-6204
益田市	益田市教育委員会 学校教育課 教育改革推進室	0856-31-0445
大田市	大田市教育委員会 学校教育室	0854-83-8160
安来市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3255
江津市	江津市教育委員会 学校教育課	0855-52-7495
雲南市	雲南市教育委員会 学校教育課	0854-40-1072
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育総務課	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課学校教育係	0855-72-0594
美郷町	美郷町教育委員会 教育課学校教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126
津和野町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会 学校教育	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会 教育総務課	08514-2-1222
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課	08512-2-2095

■ 島根県担当課

教育庁 教育指導課 子ども安全支援室 TEL 0852-22-6064 / 6065

No.	事業名
31	就学援助

■ 事業概要

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助する。

【支給要件等】

(1) 支給対象者

- ① 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者）

【生活保護法第6条第2項に規定する要保護者】

現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者

- ② 準要保護者（上記「要保護者」に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める者）

(2) 支給対象費

学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費（費目により定額支給、実費額支給があるので注意）

(3) 支給上限額（H30）

- ① 要保護者 小学校92,320円（年額）、中学校167,000円（年額）
 ② 準要保護者 市町村により異なる

※ 支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■ 実施主体

各市町村

■ 事業対象者

上記「支給対象者」のとおり

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5651
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 指導相談係	0855-25-9511
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190
益田市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大田市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8122
安来市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3235
江津市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
雲南市	雲南市教育委員会 学校教育課 義務教育グループ	0854-40-1072

奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育総務課 教育総務グループ	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 学校教育課	0855-72-0704
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津和野町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会 学校教育担当	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会 教育総務課	08514-2-1222
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

■ 島根県担当課

教育庁 学校企画課 情報・運営グループ TEL 0852-22-6490

No.	事業名
32	高等学校等就学支援金
<p>■ 事業概要</p> <p>家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給する。</p> <p>就学支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者が直接受け取ることはない。また、返済は不要。</p> <p>【支給要件等】</p> <p>(1) 所得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 30 年 6 月まで 保護者等の市町村民税所得割額の合計が 304,200 円未満である者 ※ 平成 30 年 7 月以降 保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満である者 <p>(2) 受給資格（以下の全てに該当する者が対象です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下（3）の支給期間を超えない者 ・ 高等学校等を卒業又は修了していない者 <p>(3) 支給期間 高等学校等の在学期間が通算 36 月（定時制・通信制課程は 48 月）以内</p> <p>(4) 支給額</p> <p>[公立高校] 授業料相当額</p> <p>[私立高校] 全日制の場合：授業料月額のうち 9,900 円～ 24,750 円 （（1）の税額による）</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>高等学校等に在学する生徒</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>[公立高校] 下記「島根県担当課」に同じ</p> <p>[私立高校] 各私立高等学校等（入学前の場合は下記「島根県担当課」に同じ）</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>[公立高校担当] 教育庁 学校企画課 管理・支援グループ TEL 0852-22-5410</p> <p>[私立高校担当] 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5018</p>	

No.	事業名
33	私立高等学校等授業料減免事業
<p>■ 事業概要</p> <p>家庭の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在籍する生徒等が所得要件に該当する場合、学校設置者が生徒や保護者に請求する授業料が減免される。</p> <p>【要件等】</p> <p>(1) 対象者（以下の全てに該当する者が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税（生活保護を含む）である者 ・ 以下（2）の支給期間を超えない者 ・ 高等学校等を卒業又は修了していない者 <p>(2) 支給期間 高等学校等の在学期間が通算 36 月以内（就学支援金と同じ）</p> <p>(3) 支給額 授業料と「高等学校等就学支援金（No.32）」との差額分</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>上記「対象者」のとおり</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>各私立高等学校等（入学前の場合は、下記「島根県担当課」に同じ）</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5018</p>	

No.	事業名
34	高等学校等奨学のための給付金
<p>■ 事業概要</p> <p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる非課税世帯の保護者に対して、返済不要の給付金を支給する。</p> <p>【給付要件等】</p> <p>(1) 給付対象者</p> <p>7月1日（基準日）現在、次の要件を全て満たすことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校及び高等専門学校等に在学する生徒の保護者等であること。 ・保護者等が島根県内に住所を有すること。 ・保護者等全員の市町村民税所得割が非課税の世帯、または生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯であること。 ・平成26年度以降に入学した生徒の保護者等であること。 <p>(2) 給付額</p> <p>給付額（一人当たり）年額 32,300 円～ 138,000 円</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>上記「給付対象者」のとおり</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>下記「島根県担当課」のとおり</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>[国公立学校担当] 教育庁 学校企画課 情報・運営グループ TEL 0852-22-6916</p> <p>[私立学校等担当] 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5017</p>	

No.	事業名
35	島根県高等学校等奨学事業

■ 事業概要

学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な生徒に対して奨学資金を貸与する。

【要件等】

(1) 対象者

高等学校・高等専門学校（専攻科を除く）・専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な次の①～③のいずれかに該当する島根県出身の生徒。

- ① 生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- ② 父母またはこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- ③ 上記①または②に準ずるものとして島根県育英会において特に認めた場合

(2) 採用の種類

予約採用 中学校等の第3学年に在学し、翌年度、高等学校等へ進学を希望する人が応募することができる。

私立の学校へ入学する人は入学支度金の貸与も希望できる。

在学採用 高等学校等へ在学する人が応募することができる。

緊急採用 予約・在学の応募を締め切った後に、急な進路変更や、家計支持者の失業等による家計急変のため、緊急に奨学資金の必要性が生じた場合に申し込みができる。

(3) 貸与額

① 国公立高等学校等	自宅通学 (月額)	18,000円
	自宅外通学 (月額)	23,000円
② 私立高等学校等	自宅通学 (月額)	33,000円
	自宅外通学 (月額)	38,000円
	入学支度金	23,100円

(4) 貸与期間

卒業までの最短修業年限の最終月まで

(5) 返還方法

貸与期間が終了した翌月から起算して半年を経過した月から、貸し付けを受けた奨学資金の総額に応じて定められた期間内に返還する。

(6) 返還助成制度

平成29年度から平成33年度の間卒業又は卒業が見込まれる人で、以下の①～④をすべてを満たす人が応募することができる。

- ① 本奨学金の貸与を受けている。
- ② 高等学校・専修学校（高等課程に限る）を卒業する。

- ③ 中山間地域・離島※ 1 に事業所を置く企業（個人事業主を含み、公務員を除く）へ就業する。
- ④ 実務経験が必要な国家資格等※ 2 を取得する意思がある。

※ 1 対象となる中山間地域・離島（平成28年10月14日現在）

- 1) 浜田市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町・隠岐の島町・海士町・西ノ島町・知夫村の全域
- 2) 松江市のうち、旧鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、八束町の全域、旧本庄村、旧秋鹿村、旧大野村、玉湯町城床、宍道町小林・和名佐
- 3) 出雲市のうち、旧平田市・佐田町・多伎町・大社町の全域、旧上津村・園村・朝山村・稗原村・乙立村、湖陵町旧西浜村、斐川町畑、阿宮

※ 2 対象となる資格例（取得にあたり実務経験が必須となる国家資格等（約100種類）が対象となります。）

分野	国家資格名	分野	国家資格名
建設	2級土木施工管理技士	警備	1級警備員
	2級建築施工管理技士	飲食	食品衛生管理者
	技能検定1級（※ 建築業関連のみ）		管理栄養士
施設管理	甲種消防設備士	観光・運輸	運行管理者
	甲種危険物取扱者	福祉	介護福祉士

※ 要件や手続き、時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■ 実施主体

公益財団法人 島根県育英会

■ 事業対象者

上記「対象者」のとおり

■ 問い合わせ先

公益財団法人 島根県育英会

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 3階

TEL. 0852-28-1981 / FAX. 0852-26-2089

■ 島根県担当課

教育庁 学校企画課 管理・支援グループ TEL 0852-22-5410

No.	事業名
36	特別支援教育就学奨励費
<p>■ 事業概要</p> <p>特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障がいのある幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。</p> <p>【支給要件等】 [小・中学校]</p> <p>(1) 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者 ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者 <p>(2) 支給対象費</p> <p>学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費／通学用品費／拡大教材費／通学費／職場実習費／交流及び共同学習費／修学旅行費／校外活動費／学校給食費</p> <p>(3) 支給上限額 (H30)</p> <p>実費又は実費 (品目により上限額あり) の1/2</p> <p>[特別支援学校]</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>特別支援学校へ就学する児童等の保護者等 (幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者)</p> <p>(2) 支給対象経費</p> <p>学校給食費／通学費／帰省費／職場実習交通費／交流及び共同学習費／寄宿舍居住に伴う経費／修学旅行費／校外活動等参加費／職場実習宿泊費／学用品・通学用品購入費／新入学児童生徒学用品・通学用品購入費／教科用図書購入費 (高等部のみ)</p> <p>※ 支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県 (特別支援学校)・各市町村 (小・中学校)</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>上記「支給対象者」のとおり</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p>	

[小・中学校]

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5651
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 指導相談係	0855-25-9511
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190
益田市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大田市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8122
安来市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3235
江津市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
雲南市	雲南市子ども政策局 子ども家庭支援課 子ども家庭支援グループ	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育総務課 教育総務グループ	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 学校教育課	0855-72-0704
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津和野町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会 学校教育担当	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会 教育総務課	08514-2-1222
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

[特別支援学校] 下記「島根県担当課」のとおり

■ 島根県担当課

[小・中学校] 教育庁 学校企画課 情報・運営グループ TEL 0852-22-6490

[特別支援学校] 教育庁 特別支援教育課 企画グループ TEL 0852-22-5420

No.	事業名
37	私立中学校修学支援実証事業
<p>■ 事業概要</p> <p>家庭の教育費負担を軽減するため、私立中学校に在籍する生徒等が所得要件に該当し、必要な調査に協力した場合、保護者が負担する授業料が減免される。 なお、平成 29 年度から平成 33 年度までの期間限定の事業。</p> <p>【要件等】</p> <p>(1) 対象者（以下の全てに該当する者が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 月 1 日時点の在学者 ・ この事業に伴う調査に協力した者 ・ 年収約 400 万円未満の世帯に属する生徒（平成 29 年度の要件で、平成 30 年度以降は未確定） <p>(2) 減免額</p> <p>年間授業料のうち原則 10 万円以内（国交付決定額の範囲内）</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>上記「対象者」のとおり</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>私立中学校（入学前の場合は下記担当課に同じ）</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5018</p>	

No.	事業名
39	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (学校支援、放課後支援、地域人材を活用した教育支援)

■ 事業概要

【学校支援】

- ・ 地域の実情に応じた仕組み・組織のもとに、コーディネーターが核となり、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を実施する。

【放課後支援（再掲）】

- ・ 放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて体験・交流・宿題などをする場を提供する。（放課後子ども教室）
- ・ 放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後対策を推進する。
(放課後子ども総合プラン)

【地域人材を活用した教育支援】

- ・ 地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、体系的・継続的な学習プログラムを計画・実施する。

☆ 結集！しまねの子育て協働プロジェクトリーフレット

<http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/index.data/H29kesshu.leaflet.pdf>

■ 実施主体

各市町村

■ 事業対象者

【学校支援】 主に小中学生 【放課後支援】 主に小学生

【地域人材を活用した教育支援】 主に小中学生

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0855-25-9720
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	0856-31-0622
大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0854-83-8130
安来市	安来市市民生活部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496
雲南市	雲南市教育委員会 キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課 社会教育グループ	0854-52-2680
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0595

美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会 地域共育課	08514-2-1221
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 生涯学習係	08514-8-2302
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課 社会教育係	08512-2-2126

■ 島根県担当課

教育庁 社会教育課 社会教育グループ TEL 0852-22-5428

No.	事業名									
40	公立高等学校学び直し支援金									
<p>■ 事業概要</p> <p>国公立の高等学校、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、公立高等学校へ再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給期間の満了後も、家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための学び直し支援金を支給する。</p> <p>学び直し支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者が直接受け取ることはない。また、返済は不要。</p> <p>【支給要件等】</p> <p>(1) 所得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成30年6月まで 保護者等の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満である者 ※ 平成30年7月以降 保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が507,000円未満である者 <p>(2) 受給資格（以下の全てに該当する者が対象です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給年限等を超過した者 ・高等学校等を卒業又は修了していない者 ・高等学校等を退学したことがある者 <p>(3) 支給期間 最大24月間</p> <p>(4) 支給額 授業料相当額 ただし、支給限度額は、 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>全日制課程</td> <td>月額</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>定時制課程</td> <td>月額</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>通信制課程</td> <td>月額</td> <td>520円</td> </tr> </table> </p>		全日制課程	月額	9,900円	定時制課程	月額	2,700円	通信制課程	月額	520円
全日制課程	月額	9,900円								
定時制課程	月額	2,700円								
通信制課程	月額	520円								
<p>■ 実施主体 島根県</p>										
<p>■ 事業対象者 公立高等学校に在学する生徒</p>										
<p>■ 問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ</p>										
<p>■ 島根県担当課 教育庁 学校企画課 管理・支援グループ TEL 0852-22-5410</p>										

No.	事業名
41	私立高等学校等学び直し等のための就学支援金
<p>■ 事業概要</p> <p>高等学校等の留年者や中途退学後に再入学した者で、高等学校等就学支援金の支給期間が満了したものに対して、家庭の教育費負担を軽減するため、学び直し等のための就学支援金を支給する。</p> <p>この支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者が直接受け取ることはない。また、返済は不要。</p> <p>【支給要件等】</p> <p>(1) 所得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 30 年 6 月まで 保護者等の市町村民税所得割額の合計が 304,200 円未満である者 ※ 平成 30 年 7 月以降 保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満である者 <p>(2) 受給資格（以下の全てに該当する者が対象です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学支援金の支給年限等を超過した者 ・ 高等学校等を卒業又は修了していない者 <p>(3) 支給額</p> <p>全日制の場合：授業料月額のうち 9,900 円～ 24,750 円（(1) の税額による）</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>私立高等学校等に在学する生徒</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>各私立高等学校等（入学前の場合は下記「島根県担当課」に同じ）</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5018</p>	

No.	事業名
43	専門学校生への効果的な経済的支援のあり方に関する実証研究事業(うち経済的支援事業)
<p>■ 事業概要</p> <p>私立専門学校が、経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料の一部を免除した場合、学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の一部を支援する。</p> <p>【交付要件等】</p> <p>(1) 交付対象者</p> <p>私立専門学校を設置する学校法人等が、経済的に修学困難であることを理由に、次のいずれかに該当する生徒の授業料を減免した場合に、当該生徒に対し補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による保護費を受給している世帯の生徒 ・個人住民税所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）の世帯の生徒 ・所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）の世帯の生徒 ・保護者等の倒産、失職等により家計が急変した世帯の生徒 <p>(2) 交付額</p> <p>私立専門学校が実施した授業料減免額の2分の1以内</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>上記「交付対象者」のとおり</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>下記「島根県担当課」のとおり</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5017</p>	

No.	事業名																																																													
44	島根県母子父子寡婦福祉資金貸付金																																																													
<p>■ 事業概要</p> <p>ひとり親家庭の子どもの修学資金、技能習得に必要な経費や、就職等の支度に必要な費用を無利子または低利子での貸付け。</p> <p>【子ども関連の主な資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学支度資金：高校、高専、大学、短大、専門学校等の入学金等に係る資金 ・ 修学資金：上記学校の授業料、諸会費等に係る資金 ・ 修業資金：高校卒業後、就労先で自動車運転免許が必要とされている際の自動車教習所等経費に係る資金 <p>* 国公立等により限度額の定めがある。</p> <p>* 毎年夏頃に、県から中学校、高校、特殊支援学校、高等専門学校あてに、案内文書を送付しているところ。</p>																																																														
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県（松江市居住者除く）、松江市（松江市居住者）</p> <p style="text-align: right;">※ 松江市での実施は H30 年 4 月から</p>																																																														
<p>■ 事業対象者</p> <p>母子家庭及び父子家庭</p>																																																														
<p>■ 問い合わせ先</p> <table border="1" data-bbox="188 1084 1422 1944"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当課</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松江市</td><td>松江市子育て支援課</td><td>0852-55-5326</td></tr> <tr><td>浜田市</td><td>浜田市子育て支援課</td><td>0855-25-9331</td></tr> <tr><td>出雲市</td><td>出雲市子ども政策課</td><td>0853-21-6604</td></tr> <tr><td>益田市</td><td>益田市子育て支援課</td><td>0856-31-0243</td></tr> <tr><td>大田市</td><td>大田市子育て支援課</td><td>0854-83-8148</td></tr> <tr><td>安来市</td><td>安来市福祉課</td><td>0854-23-3248</td></tr> <tr><td>江津市</td><td>江津市子育て支援課</td><td>0855-52-7487</td></tr> <tr><td>雲南市</td><td>雲南市子ども家庭支援課</td><td>0854-40-1067</td></tr> <tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町福祉事務所</td><td>0854-54-2541</td></tr> <tr><td>飯南町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr> <tr><td>川本町</td><td>川本町健康福祉課</td><td>0855-72-0633</td></tr> <tr><td>美郷町</td><td>美郷町健康福祉課</td><td>0855-75-1931</td></tr> <tr><td>邑南町</td><td>邑南町福祉課</td><td>0855-95-1115</td></tr> <tr><td>津和野町</td><td>津和野町健康福祉課</td><td>0856-72-0673</td></tr> <tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町保健福祉課</td><td>0856-77-1169</td></tr> <tr><td>海士町</td><td>海士町健康福祉課</td><td>08514-2-1823</td></tr> <tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町健康福祉課</td><td>08514-6-0104</td></tr> <tr><td>知夫村</td><td>知夫村村民福祉課</td><td>08514-8-2211</td></tr> <tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町福祉課</td><td>08512-2-8577</td></tr> </tbody> </table>			市町村名	担当課	TEL	松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5326	浜田市	浜田市子育て支援課	0855-25-9331	出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6604	益田市	益田市子育て支援課	0856-31-0243	大田市	大田市子育て支援課	0854-83-8148	安来市	安来市福祉課	0854-23-3248	江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487	雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067	奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541	飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633	美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931	邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1115	津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673	吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1169	海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823	西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104	知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町福祉課	08512-2-8577
市町村名	担当課	TEL																																																												
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5326																																																												
浜田市	浜田市子育て支援課	0855-25-9331																																																												
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6604																																																												
益田市	益田市子育て支援課	0856-31-0243																																																												
大田市	大田市子育て支援課	0854-83-8148																																																												
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248																																																												
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487																																																												
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067																																																												
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541																																																												
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																												
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633																																																												
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931																																																												
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1115																																																												
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673																																																												
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1169																																																												
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823																																																												
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104																																																												
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課	08512-2-8577																																																												
<p>■ 島根県担当課</p> <p>健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689</p>																																																														

No.	事業名
46	生活福祉資金貸付事業

■ 事業概要

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で、他の公的資金等の貸付を受けることができない世帯に対し、子どもの修学資金、保護者や子どもの技能習得に必要な経費や、就職等の支度に必要な費用を無利子または低利子で貸付ける。

1. 貸付要件等

(1) 貸付対象者

島根県内の居住者で、償還（返済）の見通しが立つ次のような世帯が対象

ア 低所得世帯

資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることによって自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

イ 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（ただし、療養・介護等資金介護等費については、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と同程度と認められる者を含む）の属する世帯で、その障がい者のために資金を借り入れる世帯

ウ 高齢者世帯

日常生活上療養又は介護を要する高齢者（65歳以上）の属する世帯で、その高齢者のために資金を借り入れる世帯

※ 生活保護法にいう被保護者については、当該世帯の自立構成を促進するため必要があると認められる場合に限り、福祉資金、就学資金を借りることができる。

※ それぞれの世帯に所得制限（収入基準額）を設定。また、他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として貸付対象外。詳しくは居住地の市町村社会福祉協議会または民生委員に照会。

(2) 資金の種類及び内容

資金の種類		貸付対象世帯			内 容
		低所得	障がい者	高齢者	
総合支援資金	生活支援費	●			○ 生活再建までの間に必要な生活費用
	住居入居費	●			○ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	●			○ 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ○ 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ○ 滞納している公共料金等の立て替え費用 ○ 債務整理をするために必要な経費 等

福祉資金	福祉費	●			○ 生業を営むために必要な経費 ○ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持する経費
		●	●	●	○ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
			●	●	○ 福祉用具等の購入に必要な経費
			●		○ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費
		●			○ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
		●			○ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
		●	●	●	○ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		●			○ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
		●			○ 冠婚葬祭に必要な経費 ○ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ○ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ○ その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	●			○ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	●			○ 学校教育法に規定する高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学に就学するために必要な経費
	就学支度費	●			○ 上記学校への入学に際し必要な経費
不動産生活資金	不動産担保型生活資金	●		●	○ 一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	●		●	○ 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

(3) 貸付限度額及び償還期限

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期限
総合支援資金	生活支援費	(2人以上) 月 200,000円以内 (単身) 月 150,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
	住宅入居費	400,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
	一時生活再建費	600,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
福祉資金	生業を営むための経費	4,600,000円以内	6ヶ月以内	20年以内
	技能習得に必要な経費	技能習得期間が 6ヶ月以内 1,300,000円以内 1年以内 2,200,000円以内 2年以内 4,000,000円以内 3年以内 5,800,000円以内	6ヶ月以内	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	6ヶ月以内	7年以内
	福祉用具等の購入	1,700,000円以内	6ヶ月以内	8年以内
	障がい者自動車購入	2,500,000円以内	6ヶ月以内	8年以内
	中国残留邦人等国民年金追納費	5,136,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないとき 1,700,000円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円以内	6ヶ月以内	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないとき 1,700,000円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円以内	6ヶ月以内	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円以内	6ヶ月以内	7年以内

	その他日常生活上 一時的に必要な経 費	500,000円以内	6ヶ月以内	3年以内
	緊急小口資金	100,000円以内	2ヶ月以内	12ヶ月以内
教育 支 援 資 金	教育支援学費	高等学校 月 額 35,000円以内 高等専門学校 月 額 60,000円以内 短期大学（専修学校専門課程を含む） 月 額 60,000円以内 大学 月 額 60,000円以内 ※ 特に必要と認められる場合に限り、貸 付上限額の1.5倍の額まで貸付可能	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
	就学支度費	500,000円以内		
不型 動生 産活	不動産担保型生活 資金	土地の評価額の70%程度 月 300,000円以内	3ヶ月以内	—
担資 保金	要保護世帯向け不動 産担保型生活資金	土地の評価額の70%程度 生活扶助額の1.5倍以内	3ヶ月以内	—

（４）貸付金利子

無利子

- ・原則、連帯保証人1名必要。連帯保証人がいない場合は、貸付金利子（1.5%）が必要。
- ・教育支援資金については、原則として連帯保証人は不要。
（※ 不動産担保型生活資金は、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い金利）

※ 貸付要件や手続き、貸付金交付時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■ 実施主体

島根県社会福祉協議会

■ 事業対象者

上記「貸付対象者」のとおり

■ 借入の相談・申込み

居住地の地区の民生委員、もしくは社会福祉協議会に相談。

所定の申込用紙に関係書類を添え、民生委員（又は民生委員協議会）、市町村社会福祉協議会を経由し、島根県社会福祉協議会へ申し込む。

■ 問い合わせ先

名 称	所在地	電話番号
松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター内	0852-21-5773
浜田市社会福祉協議会	浜田市野原町 859-1 浜田市総合福祉センター内	0855-22-0094
出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内	0853-23-3781
益田市社会福祉協議会	益田市須子町 3-1 益田市総合福祉センター内	0856-22-7256
大田市社会福祉協議会	大田市大田町大田4128 大田市民センター2F	08548-2-0091
安来市社会福祉協議会	安来市飯島町 1240-13	0854-23-1855
江津市社会福祉協議会	江津市江津町1518-1 江津ひと・まちプラザ2F	0855-52-2474
雲南市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 三刀屋健康福祉センター内	0854-45-9888
奥出雲町社会福祉協議会	仁多郡奥出雲町三成 260-1	0854-54-0800
飯南町社会福祉協議会	飯石郡飯南町野萱1826-2 来島高齢者生活福祉センター	0854-76-2170
川本町社会福祉協議会	邑智郡川本町大字川本 332-16	0855-72-0104
美郷町社会福祉協議会	邑智郡美郷町粕淵195-1	0855-75-1345
邑南町社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485-1	0855-84-0332
津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原 14 津和野町保健福祉センターやまびこ内	0856-74-1617
吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580-4 吉賀町福祉センター	0856-77-0136
海士町社会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海士 3969-1 海士町保健福祉センターひまわり	08514-2-0010
西ノ島町社会福祉協議会	隠岐郡西ノ島町美田2485	08514-6-1470
知夫村社会福祉協議会	隠岐郡知夫村 664 高齢者生活福祉センター招福苑	08514-8-2270
隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396 隠岐の島町社会福祉センター内	08512-2-0685

■ 島根県担当課

健康福祉 部地域福祉課 地域福祉グループ TEL 0852-22-6822

No.	事業名										
47	介護福祉士等修学資金貸付事業										
<p>■ 事業概要</p> <p>介護福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等（以下「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付ける。</p> <p>養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事し、引き続いて一定期間これらの業務に従事したときは、返還額の全部を免除する。</p> <p>生活保護世帯又はこれに準ずる者は、入学準備金、就職準備金、生活費加算も受けられる。</p> <p>【貸付限度額】</p> <table data-bbox="263 813 1106 1021"> <tr> <td>月額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>就職準備金</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>国家試験受験対策費用</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>生活費加算</td> <td>島根県社会福祉協議会が別に定める額以内</td> </tr> </table> <p>【連帯保証人】</p> <p>1名必要（修学資金を受けようとする者が未成年の場合は、父母等の法定代理人）</p> <p>【返還が免除になる県内社会福祉施設等従事期間】</p> <p>5年間（過疎地域においては3年間）</p>		月額	50,000円	入学準備金	200,000円	就職準備金	200,000円	国家試験受験対策費用	40,000円	生活費加算	島根県社会福祉協議会が別に定める額以内
月額	50,000円										
入学準備金	200,000円										
就職準備金	200,000円										
国家試験受験対策費用	40,000円										
生活費加算	島根県社会福祉協議会が別に定める額以内										
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県社会福祉協議会</p>											
<p>■ 事業対象者</p> <p>養成施設に在学し、介護福祉士等の資格取得を目指す学生</p>											
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 TEL 0852-32-5996</p>											
<p>■ 島根県担当課</p> <p>健康福祉部 高齢者福祉課 TEL 0852-22-5204</p>											

No.	事業名
48	保育士修学資金貸付事業
<p>■ 事業概要</p> <p>保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学に要する費用の貸付を行う。</p> <p>【貸付対象者等】</p> <p>(1) 貸付対象者 保育士養成施設に入学した学生であって、卒業後県内の保育所等に勤務しようとする者</p> <p>(2) 貸与額 月額50,000円以内 生活保護世帯等にあつては、入学準備金（※ 1）、就職準備金（※ 2）及び生活費加算あり。 ※ 1・・・初回貸付時 200,000円以内 ※ 2・・・卒業時 200,000円以内</p> <p>(3) 貸付利子 無利子</p> <p>(4) 貸与期間 原則2年間</p> <p>(5) 返済免除規定 卒業後保育士登録し、県内の保育所等に5年間勤務した場合は全額免除</p> <p>※ 貸付の申請や貸付金の支給等の詳細については、下記問い合わせ先に確認すること。</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>(社福) 島根県社会福祉協議会</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>上記「貸付対象者」のとおり</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ5 階 TEL : 0852-32-5996 FAX : 0852-21-0798 E-Mail : shikin@fukushi-shimane.or.jp HP : http://www.fukushi-shimane.or.jp/</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>健康福祉部 子ども・子育て支援課 保育支援グループ TEL 0852-22-5244</p>	

No.	事業名
51	若年者雇用対策事業(ジョブカフェ事業)
<p>■ 事業概要</p> <p>若年者を対象に、職業相談から就職支援セミナー、職業訓練情報の提供、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫した雇用関連サービスを提供する拠点として「ジョブカフェしまね」を設置し、若年者の県内就職を促進する。</p> <p>【提供サービス】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) キャリア相談（キャリアアドバイザーによる個別相談など） (2) 適職診断 (3) 「しまね就活情報サイト」を使った求人・企業情報検索 (4) 就職応援セミナー（集団面接、コミュニケーション力アップなど） (5) 大学生等向けの就活イベント等の開催（企業ガイダンス、就職フェアなど） (6) 大学生等向けインターンシップのマッチングや参加経費の助成 (7) 「しまね学生登録」登録者への情報提供 <p>【就活情報の提供】</p> <p>「しまね就活情報サイト」... 県内企業情報が分かる、出会えるイベント情報等を掲載（インターネットアドレス）https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県（(公財)ふるさと島根定住財団に委託）</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>学生及び若年求職者（概ね45歳未満の方）</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェしまね 松江センター 松江朝日町478-18 松江テルサ3階 ☎ 0120-67-4510 ・ジョブカフェしまね 浜田ランチ 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階 ☎ 0120-45-4970 	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>商工労働部 雇用政策課 雇用対策グループ TEL 0852-22-5365</p>	

No.	事業名
52	地域若者サポートステーション事業
<p>■ 事業概要</p> <p>若年無業者に対して、相談から自立支援まで一貫した支援を行う「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を設置し、若年無業者の職業的自立を促進する。</p> <p>【提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別面談（臨床心理士による専門相談も実施） (2) 就職活動支援（面接練習、応募書類作成支援） (3) 各種スキルアップセミナー（コミュニケーションUPセミナー、職業適性検査など） (4) 職場体験（期間5日～1か月、体験者に一日当たり2,400円の奨励金を助成） (5) 就職後のサポート（キャリアアップ相談など） 	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県（民間事業者に委託）</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>若年無業者（15歳から40歳台前半までの方）</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポステ松江（しまね東部若者サポートステーション） 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根1F ☎ 0852-33-7710 （ホームページ）http://matsue-saposute.com ・サポステ浜田（しまね西部若者サポートステーション） 浜田市野原町1826-1 いわみーる1F ☎ 0855-22-6830 （ホームページ）http://hamada-saposute.com/ 	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>商工労働部 雇用政策課 雇用対策グループ TEL 0852-22-6562</p>	

No.	事業名
53	若年未就業者就職促進事業
<p>■ 事業概要</p> <p>県内在住の若年未就業者の就業機会を確保するため、一定期間の農林水産業や伝統工芸における就労体験機会を提供するとともに、体験に必要な費用の一部を助成。</p> <p>【制度の内容】</p> <p>(1) 就労体験期間 原則3か月以上1年以内</p> <p>(2) 対象業種 農林水産業、伝統工芸</p> <p>(3) 就労体験者助成金 1か月あたり120,000円（父母等と同居の者は60,000円） ※ 親子連れ助成額 30,000円/月（中学生以下・1世帯につき）</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>ふるさと島根定住財団</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>県内在住の若年未就業者（体験開始時に45歳未満の者。ただし学生を除く。）</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>・ふるさと島根定住財団（U I ターン推進課） 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階 ☎ 0852-28-0690</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>商工労働部 雇用政策課 雇用対策グループ TEL 0852-22-5365</p>	

No.	事業名
54	連絡調整員活用事業
<p>■ 事業概要</p> <p>4人の連絡調整員が県東部（宍道高校）・西部（浜田高校定時制・通信制）を拠点に、中学・義務教育学校卒業直後及び高校中退直後における、不登校による引きこもりや家居などの生徒について掌握し、社会参加に向けての連絡調整を行う。</p> <p>【連絡調整員の職務】</p> <p>（1）公立中学校及び特別支援学校中等部卒業者のうち、卒業直後に進学または就職できずに引きこもり等である生徒を把握し、追跡調査を行う。</p> <p>（2）県内公立高等学校及び特別支援学校高等部の中途退学直後の者のうち、進路変更ができずに引きこもり等である生徒を把握し、追跡調査を行う。</p> <p>※ 上記に該当する生徒に対しての公的機関への連絡調整</p>	
<p>■ 実施主体</p> <p>島根県</p>	
<p>■ 事業対象者</p> <p>中学・義務教育学校卒業直後及び高校中退直後における、不登校による引きこもりや家居などの生徒</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p> <p>下記「島根県担当課」のとおり</p>	
<p>■ 島根県担当課</p> <p>教育庁 教育指導課 子ども安全支援室 TEL 0852-22-6064</p>	

No.	事業名																																																													
55	生活保護の実施																																																													
<p>■ 事業概要</p> <p>生活保護を受給する世帯に対しては、最低生活の維持に必要な扶助を行うとともに、自立に向けた援助を行う。</p> <p>県は、法の趣旨に沿って適切な保護を実施するよう会議、研修、監査等の機会を通じて、市町村に指導・助言を行う。</p>																																																														
<p>■ 実施主体</p> <p>各市町村</p>																																																														
<p>■ 事業対象者</p> <p>生活に困窮する日本国民で、その者が利用しうる現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者。</p> <p>なお、生活に困窮する在日外国人に対しても、永住・定住やその配偶者の資格で在留する場合には、行政措置により生活保護法に準じた保護を行っている。</p>																																																														
<p>■ 問い合わせ先</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 1106 384 1151">市町村名</th> <th data-bbox="384 1106 1177 1151">担当部署名</th> <th data-bbox="1177 1106 1423 1151">TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松江市</td><td>松江市福祉事務所</td><td>0852-55-5305</td></tr> <tr><td>浜田市</td><td>浜田市福祉事務所</td><td>0855-25-9301</td></tr> <tr><td>出雲市</td><td>出雲市福祉事務所</td><td>0853-21-6962</td></tr> <tr><td>益田市</td><td>益田市福祉事務所</td><td>0856-31-0242</td></tr> <tr><td>大田市</td><td>大田市福祉事務所</td><td>0854-83-8146</td></tr> <tr><td>安来市</td><td>安来市福祉事務所</td><td>0854-23-3210</td></tr> <tr><td>江津市</td><td>江津市福祉事務所</td><td>0855-52-7486</td></tr> <tr><td>雲南市</td><td>雲南市福祉事務所</td><td>0854-40-1041</td></tr> <tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町福祉事務所</td><td>0854-54-2541</td></tr> <tr><td>飯南町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr> <tr><td>川本町</td><td>川本町福祉事務所</td><td>0855-72-0633</td></tr> <tr><td>美郷町</td><td>美郷町福祉事務所</td><td>0855-75-1931</td></tr> <tr><td>邑南町</td><td>邑南町福祉事務所</td><td>0855-95-1236</td></tr> <tr><td>津和野町</td><td>津和野町福祉事務所</td><td>0856-72-0673</td></tr> <tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町福祉事務所</td><td>0856-77-1165</td></tr> <tr><td>海士町</td><td>海士町福祉事務所</td><td>08514-2-1823</td></tr> <tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町福祉事務所</td><td>08514-6-0104</td></tr> <tr><td>知夫村</td><td>知夫村福祉事務所</td><td>08514-8-2211</td></tr> <tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町福祉事務所</td><td>08512-2-8561</td></tr> </tbody> </table>			市町村名	担当部署名	TEL	松江市	松江市福祉事務所	0852-55-5305	浜田市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301	出雲市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962	益田市	益田市福祉事務所	0856-31-0242	大田市	大田市福祉事務所	0854-83-8146	安来市	安来市福祉事務所	0854-23-3210	江津市	江津市福祉事務所	0855-52-7486	雲南市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041	奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541	飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川本町	川本町福祉事務所	0855-72-0633	美郷町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931	邑南町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236	津和野町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673	吉賀町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165	海士町	海士町福祉事務所	08514-2-1823	西ノ島町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104	知夫村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561
市町村名	担当部署名	TEL																																																												
松江市	松江市福祉事務所	0852-55-5305																																																												
浜田市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301																																																												
出雲市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962																																																												
益田市	益田市福祉事務所	0856-31-0242																																																												
大田市	大田市福祉事務所	0854-83-8146																																																												
安来市	安来市福祉事務所	0854-23-3210																																																												
江津市	江津市福祉事務所	0855-52-7486																																																												
雲南市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041																																																												
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541																																																												
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																												
川本町	川本町福祉事務所	0855-72-0633																																																												
美郷町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931																																																												
邑南町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236																																																												
津和野町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673																																																												
吉賀町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165																																																												
海士町	海士町福祉事務所	08514-2-1823																																																												
西ノ島町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104																																																												
知夫村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561																																																												
<p>■ 島根県担当課</p> <p>健康福祉部 地域福祉課 生活保護グループ TEL 0852-22-5234</p>																																																														

No.	事業名
59	福祉医療費助成事業

■ 事業概要

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい者及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分の一部を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、助成対象者の福祉の増進を図る。

【助成対象者】

対象者	要件	所得制限
重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者 手当の所得 制限を準用
重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者	
重度精神障がい者	精神手帳1級所持者	
重複重度障がい者	身障手帳3～4級+IQ50以下 身障手帳3～4級+精神手帳2級 精神手帳2級+IQ50以下	〔20歳未満は 所得制限なし〕
寝たきり者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者	
ひとり親家庭	18歳未満又は高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童	所得税 非課税世帯

【助成する医療費】

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く）から医療費の1割（次表の限度額を超える場合は、次表の額。）を控除した額。

区分	限度額（受診者自己負担額）	
	入院	入院外
1 2及び3以外	20,000円	6,000円
2 市町村民税非課税世帯に属する方	2,000円	1,000円
3 20歳未満の障がい児・者	2,000円	1,000円

※ 支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■ 実施主体

各市町村

■ 事業対象者

上記「助成対象者」のとおり

■ 問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市健康子育て部 子育て支援課 子育て給付係	0852-55-5335
浜田市	浜田市市民生活部 医療保険課 医療年金係	0855-25-9411
出雲市	出雲市健康福祉部 福祉推進課 福祉企画係	0853-21-6694
益田市	益田市福祉環境部 障がい者福祉課	0856-31-0251
大田市	大田市環境生活部 市民課 保険年金係	0854-83-8154
安来市	安来市市民生活部 保険年金課 国保年金係	0854-23-3094
江津市	江津市保険年金課 医療年金係	0855-52-2501
雲南市	雲南市市民環境部 市民生活課 生活グループ	0854-40-1031
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所 福祉グループ	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所 福祉担当	0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課 地域医療係	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課 障がい者支援係	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課 地域福祉係	0855-95-1115
津和野町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課 福祉グループ	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課 福祉係	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課 地域福祉係	08512-2-8561

■ 島根県担当課

健康福祉部 障がい福祉課 自立支援医療グループ TEL 0852-22-5247

No.	事業名
61	要保護・準要保護児童生徒の医療費助成

■ 事業概要

学校保健安全法に基づき、小学校、中学校、特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒の中で、感染性又は学習に支障を生ずる疾病があり、健康診断等で、学校において治療の指示を受けた場合に、治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。

【学習に支障を生ずる疾病（学校保健安全法施行令第8条）】

- 1 トラコーマ及び結膜炎
- 2 白癬（せん）、疥（かい）癬（せん）及び膿（のう）痂（か）疹（しん）
- 3 中耳炎
- 4 慢性副鼻腔（くう）炎及びアデノイド
- 5 齲（う）歯
- 6 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

■ 実施主体

各市町村教育委員会・県教育委員会

■ 事業対象者

- 次のすべての要件に該当する要保護又は準要保護児童生徒の保護者
- ・小学校、中学校、特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒
 - ・感染性又は学習に支障を生ずる疾病がある児童生徒
 - ・学校において治療の指示を受けた児童生徒

■ 問い合わせ先

[小・中学校]

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 学校教育課	0852-55-5416
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課	0855-25-9711
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課	0853-21-6190
益田市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大田市	大田市教育委員会 教育部総務課	0854-83-8121
安来市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3235
江津市	江津市教育委員会 学校教育課	0855-52-7495
雲南市	雲南市教育委員会 学校教育課	0854-40-1072
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育総務課	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課	0855-72-0704
美郷町	美郷町教育委員会 教育課	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126
津和野町	津和野町教育委員会	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285

海士町	海士町教育委員会 教育総務課	08514-2-1222
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課	08512-2-2095

[特別支援学校] 下記「島根県担当課」のとおり

■ 島根県担当課

教育庁 保健体育課 健康づくり推進室 TEL 0852-22-6145

No.	事業名																																																													
63	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等対策総合支援事業)																																																													
■ 事業概要 ひとり親家庭の親からの各種相談を受け、自立につながるよう支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労相談（安定した就労収入を得て自立につながる就職や資格取得を促進） ・ 法律相談、養育費相談 ・ 生活相談 ・ 子育て相談 等々、あらゆるひとり親家庭に対する総合的に支援につながる相談を実施。																																																														
■ 実施主体 各市町村、一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会																																																														
■ 事業対象者 母子家庭及び父子家庭																																																														
■ 問い合わせ先 <table border="1" data-bbox="188 965 1422 1823"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当課</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松江市</td><td>松江市子育て支援課</td><td>0852-55-5326</td></tr> <tr><td>浜田市</td><td>浜田市子育て支援課</td><td>0855-25-9331</td></tr> <tr><td>出雲市</td><td>出雲市子ども政策課</td><td>0853-21-6604</td></tr> <tr><td>益田市</td><td>益田市子育て支援課</td><td>0856-31-0243</td></tr> <tr><td>大田市</td><td>大田市子育て支援課</td><td>0854-83-8148</td></tr> <tr><td>安来市</td><td>安来市福祉課</td><td>0854-23-3248</td></tr> <tr><td>江津市</td><td>江津市子育て支援課</td><td>0855-52-7487</td></tr> <tr><td>雲南市</td><td>雲南市子ども家庭支援課</td><td>0854-40-1067</td></tr> <tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町福祉事務所</td><td>0854-54-2541</td></tr> <tr><td>飯南町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr> <tr><td>川本町</td><td>川本町健康福祉課</td><td>0855-72-0633</td></tr> <tr><td>美郷町</td><td>美郷町健康福祉課</td><td>0855-75-1931</td></tr> <tr><td>邑南町</td><td>邑南町福祉課</td><td>0855-95-1115</td></tr> <tr><td>津和野町</td><td>津和野町健康福祉課</td><td>0856-72-0673</td></tr> <tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町保健福祉課</td><td>0856-77-1169</td></tr> <tr><td>海士町</td><td>海士町健康福祉課</td><td>08514-2-1823</td></tr> <tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町健康福祉課</td><td>08514-6-0104</td></tr> <tr><td>知夫村</td><td>知夫村村民福祉課</td><td>08514-8-2211</td></tr> <tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町福祉課</td><td>08512-2-8577</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="197 1872 836 1906">○ 島根県母子寡婦福祉連合会 0852-32-5290</p>			市町村名	担当課	TEL	松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5326	浜田市	浜田市子育て支援課	0855-25-9331	出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6604	益田市	益田市子育て支援課	0856-31-0243	大田市	大田市子育て支援課	0854-83-8148	安来市	安来市福祉課	0854-23-3248	江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487	雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067	奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541	飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633	美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931	邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1115	津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673	吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1169	海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823	西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104	知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町福祉課	08512-2-8577
市町村名	担当課	TEL																																																												
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5326																																																												
浜田市	浜田市子育て支援課	0855-25-9331																																																												
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6604																																																												
益田市	益田市子育て支援課	0856-31-0243																																																												
大田市	大田市子育て支援課	0854-83-8148																																																												
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248																																																												
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487																																																												
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067																																																												
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541																																																												
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																												
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633																																																												
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931																																																												
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1115																																																												
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673																																																												
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1169																																																												
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823																																																												
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104																																																												
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課	08512-2-8577																																																												
■ 島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689																																																														

No.	事業名
70	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (人材育成研修、家庭教育支援)

■ 事業概要

【人材育成研修】

・地域の子育て体制づくりにかかわるコーディネーター等の養成・資質向上のための研修を実施する。

【家庭教育支援】

・市町村が実施主体となり、親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動を実施する。
・親学プログラムを活用した保護者への学習機会や親子参加行事を企画・提供する。

■ 実施主体

【人材育成研修】 島根県

【家庭教育支援】 各市町村

■ 事業対象者

【人材育成研修】 主に社会教育指導者

【家庭教育支援】 主に乳幼児から中学生をもつ親（保護者）

■ 問い合わせ先

【人材育成研修】 島根県立東部・社会教育研修センター

島根県立東部・西部社会教育研修センター

【家庭教育支援】

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0855-25-9720
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	0856-31-0622
大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0854-83-8130
安来市	安来市市民生活部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496
雲南市	雲南市教育委員会 キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課 社会教育グループ	0854-52-2680
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0595
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285

海士町	海士町教育委員会 地域共育課	08514-2-1221
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 生涯学習係	08514-8-2302
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課 社会教育係	08512-2-2126

■ 島根県担当課

教育庁 社会教育課 社会教育グループ TEL 0852-22-5428
 島根県立東部社会教育研修センター TEL 0853-67-9060
 島根県立西部社会教育研修センター TEL 0855-24-9344

■ その他の情報 ■

本ガイドブックに掲載している施策のほか、県内市町村や全国の自治体で実施している取組などを掲載しているホームページもありますので、紹介します。

- 子供の支援情報自治体情報ポータルサイト
「子供の未来応援国民運動」ホームページ
<http://www.kodomohinkon.go.jp/>